

○河北郡市広域事務組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例

制定 平成16年3月1日 条例第7号  
改正 令和元年11月1日 条例第1号  
令和5年2月28日 条例第1号

(趣旨)

**第1条** この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第29条第2項の規定に基づき、職員の懲戒の手續及び効果について、必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の手續)

**第2条** 戒告、減給、停職又は懲戒処分としての免職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(減給の効果)

**第3条** 減給は、1日以上6月以下の期間、その発令の日を受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、河北郡市広域事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年河北郡市広域事務組合条例第3号）第2条の規定により準用する津幡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年津幡町条例第10号）第20条第1項から第3項までに規定する報酬の額。以下同じ。）の10分の1以下を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(停職の効果)

**第4条** 停職の期間は、1日以上6月以下とする。

- 2 停職者は、その職を保有するが職務に従事しない。
- 3 停職者は、停職期間中、いかなる給与も支給されない。

(委任)

**第5条** この条例の実施に関し必要な事項は、公平委員会が定める。

**附 則**

この条例は、平成16年3月1日から施行する。

**附 則**（令和元年11月1日条例第1号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

**附 則**（令和5年2月28日条例第1号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。